



答 申 書

平成22年6月8日

愛荘町長 村西俊雄 殿

愛荘町情報公開・個人情報保護審査会  
会長 肱岡勇夫

平成22年3月11日付け愛税第253号により、愛荘町情報公開条例第19条第1項に基づいて諮問のあった事項について、当審査会の委員の審議に基づき、下記のとおり答申いたします。

記

第1 答申意見について

平成22年1月29日付け愛税第239号による公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）は相当である。

第2 理由

1 本件処分の概要

請求者から請求のあった次の文書の公開請求に対し、本件処分は、電磁的記録については、「世帯識別、名前、住所、減免率等が保存されているが、それぞれの減免理由ごとに生活保護減免、同和対策減免、営農組合減免とコード化されてデータとして保存しており、個人情報の観点から非公開とする」との理由により公開しない旨を、回議書（平成20年12月12日付け決裁に係る「固定資産税の同和対策減免の廃止について」と題する文書（以下「本件文書」という。）については、愛荘町情報公開条例第7条第1項第3号に該当するとの理由によりその一部を公開する旨を決定したものである。

（公開請求のあった文書）

平成19年度、20年度の同和対策固定資産税減免措置に関する次の文書

- ・ 同和対策固定資産税減免対象資格の要件、事務手続きについて記載された書類（要綱、要領、マニュアル等）
- ・ 減免対象地域
- ・ 減免が行われた件数、総額等の統計資料

2 異議申立ての概要

本件処分に対して、平成22年2月8日付けで異議申立てがされたが、その概要は次のとおりである。

① 申立の趣旨

本件処分のうち、本件文書の一部を非公開とした部分を取り消す。

② 申立の理由の概要



ア 本件文書の非公開とされた部分は、同和対策減免の対象となる集落と、そこで組織された部落解放同盟の支部の数と思料されるが、これが愛荘町情報公開条例第7条第1項第3号に規定する「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防または捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」には該当しない。

イ 愛荘町内の部落解放同盟の支部については、合併前の町条例の情報等から3支部あることは地区名も含めて既に請求者が把握していることである。

### 3 愛荘町の本件処分についての説明について

当審査会は、愛荘町情報公開・個人情報保護審査会条例第6条に基づき、担当職員から本件処分の考え方についての説明を受けたが、その内容は次のとおりである。

昭和50年に全国の被差別部落の所在地などが記載された部落地名総鑑の存在が発覚し、購入者の大半が企業であったことから、就職の際に同和関係者を排除するための身元調査に使われていたことが判明している。その後も次々と同和地区名をリストにしたものが発覚しており、結婚などの際に身元調査を依頼する人も後を絶たない状況にある。

平成8年の国の地域改善対策協議会意見具申でも「同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消へ向けて進んでいるものの、同和関係者との結婚問題を中心に依然として残っている。」と指摘されている。また、物的な基盤整備は概ね完了したということで、平成14年3月末日をもって「地域改善対策における財政上の特別措置を講じる法律」は失効したが、平成18年11月に滋賀県が実施した「人権に関する県民意識調査」においても、結婚について4割の人が家柄、血筋などで判断したり、住宅の購入に際しても半数近くの人が同和地区に隣接する場合に迷うといった結果が出ており、同和問題に対して誤った考え方を持つ人が少なからずいるという結果が出ている。行政書士による戸籍の不正取得、横流し事件や同和地区問い合わせ事件などが県内でも発生していることから差別意識の解消が十分に進んでいない状況にあるといわざるを得ない。

このような現状にあって、非開示部分を明らかにすれば、その地区数から対象地区名を特定されるおそれがあり、地区名が特定されれば、電話帳や住宅案内図等の他の公知の情報と照合することにより個人を特定することも可能になり、差別の温存助長につながるおそれがあるので、非公開を相当と考えた。

### 4 当審査会の意見

当審査会も、同和問題に関する県民の差別意識が未だに根強く残存している状況のもとにおいては、たとえ非開示部分が地区数にすぎないとしても、これを開示すれば他の情報と照合してその地区を特定することが可能であり、その結果、特定の個人に対する差別を温存助長し、その者の基本的人権を侵害することとなる危険が具体的に存するものと認められると考える。

そうすると、当該情報は、愛荘町情報公開条例第7条第1項第3号に規定する「公

にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当するものというべきである。なお、請求者が他の情報により地区名を個人的に把握していたとしても、その判断に影響を及ぼすものではない。

よって、上記のとおり答申する。

以上